## ４　子ども・障がい福祉局

### （1） 子ども未来課　事業体系

「（新）」は新規事業、「（単）」は県単独事業を表す


| | | | 頁 |
|---|---|---|---|
| 総合的な少子化対策の推進 | | 次世代育成支援行動計画推進事業（単） | 97 |
| 子育てへの多様な支援 | 地域全体での子育て支援充実 | みんなで子育て推進事業（単） | 97 |
| | | 放課後児童クラブ施設整備事業 | 98 |
| | | 放課後児童健全育成事業等 | 98 |
| | 保育サービスの充実 | 市町村にかかる保育所運営費の負担金 | 98 |
| | | 特別保育総合推進事業 | 99 |
| | | （新）病児・病後児保育総合推進事業 | 100 |
| | | 保育士登録事務（単） | 101 |
| | | 現任保育士等研修事業(単) | 101 |
| | | 認可外保育施設児童等健康管理支援事業 | 101 |
| | | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業（単） | 102 |
| | | 児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業（単） | 102 |
| | | 子どもの食育推進事業（単） | 102 |
| | | 保育所等緊急整備事業（単） | 103 |
| | | 家庭的保育推進事業 | 103 |
| | | 認可外保育施設活用待機児童解消事業 | 104 |
| | 子育て家庭への経済的支援 | 多子世帯子育て支援事業（単） | 104 |
| 自ら創る健康づくりの推進 | 母子保健の推進 | 健やか母子支援事業（単） | 104 |
| | | 先天性代謝異常等検査事業（単） | 105 |
| | | 未熟児養育医療 | 105 |
| | | リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）（単） | 105 |
| | | 育成医療 | 106 |
| | | 小児慢性特定疾患治療研究事業 | 106 |
| | | 乳幼児医療費助成事業（単） | 106 |
| | | 長期療養児療育指導事業 | 106 |
| | | 女性のケア事業 | 107 |
| | | 思春期からの性と生を育む事業 | 107 |
| | | 不妊対策事業 | 107 |
| | | NICU入院児支援事業 | 108 |
| | | 熊本型早産予防対策事業 | 108 |
| | | 周産期ママサポート事業（単） | 109 |
| | | 発達障がい児早期発見・早期支援事業 | 109 |

## 次世代育成支援行動計画推進事業㊞

（事業開始年度：平成17年度）

| 実施主体 | 県・市町村 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 4,681千円 | （根拠法令等）<br>次世代育成支援対策推進法 | |
| 平成24年度予算額 | 1,009千円 | | |

＜目　　的＞

次世代育成支援行動計画の着実な推進を図るため、そのフォローアップや啓発に取り組むとともに、市町村の取組みを支援する。

＜事業内容＞

県行動計画の実施状況のとりまとめ、県行動計画推進協議会の運営等

## みんなで子育て推進事業㊞

（事業開始年度：平成21年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 7,379千円 | （根拠法令等）<br>熊本県次世代育成支援行動計画 | |
| 平成24年度予算額 | 7,379千円 | | |

＜目　　的＞

未婚者や子育て家庭の父親をはじめ県民全体に対して子育てについてのポジティブなメッセージを発し、それを受け止めてもらうことによって、「子育てが楽しい」と感じる県民の増加につなげるとともに、育児の悩みを語り合い、情報交換する場を提供することで、子育て中の母親や父親を応援し、子育ての環境改善と地域ぐるみで子育てを支援していく。

＜事業内容＞

1　県民意識啓発事業

子育て情報誌、実践事例集、パンフレット、ホームページにより子育て支援に関する情報を提供し、社会全体で子ども・子育てを支えていく県民意識の啓発を図る。

2　くまもと子育てトーク

著名人や子育て支援関係者などが、それぞれの経験・活動等を通して「子育ての楽しさ、素晴らしさ」などを語る「基調講演」や参加者が育児の悩み等を語り合い、情報交換する「分科会」を行う。（主催：くまもと子育てトーク実行委員会、県、熊日新聞社、熊本放送）

3　くまもと子育て応援の店・企業推進事業

子育てを支援する企業、店舗等を「子育て応援団」として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより、子育てを地域ぐるみで支え合う意識の啓発の輪を広げる。

4　子育てサークル等研修・連携事業

子育てサークルのリーダーや子育て支援実践者等を対象として、子育て支援の援助や組織づくり・運営の手法、ネットワーク化の方法等の研修を行い、子育て支援の人材養成や資質向上を図る。

5　ファミリー・サポート・センター設置推進事業

ファミリー・サポート・センターの設立を促進するために必要な指導、啓発、その他の支援を行う。

**お出かけするなら子育て応援の店へ！**

子育てを支援する企業、店舗などを応援団として募集・登録し、その活動を広報、支援することにより子育て家庭を応援します。

【応援団の種類】

①子育てとくとく応援団

「就学前の子どもを養育している家庭」を対象に、料金の割引、特典などのサービスを提供します。

②子育てあったか応援団

子育て家庭への遊び場、休憩所、おむつ替えコーナーや授乳スペースなどの提供によりお出かけしやすい環境の整備などを行います。

③子育て従業員応援団

企業などが仕事と子育ての両立を支援するため従業員の子育て環境を整備します。登録しているお店の情報はこちらから。

http://portal.kumamoto-net.ne.jp/kosodate-ouen/

（九州子育て応援シンボルマーク）

## 放課後児童クラブ施設整備事業

（事業開始年度：平成13年度）

| 実施主体 | 市町村、社会福祉法人等 | 負担割合 | 国１／３　県１／３　市町村、社会福祉法人等１／３ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 61,080千円 | （根拠法令等）<br>放課後児童クラブ整備費交付要綱<br>子育て支援のための拠点施設の設置について<br>（H11.1.7児発第14号厚生省児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 93,574千円 | | |

＜目　　的＞

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童（小学校１年～３年）等の学校終了後の一時預かりである放課後児童クラブの設置促進を図る。

＜事業内容＞

市町村、社会福祉法人等に対し、放課後児童クラブ施設整備費を助成する。

## 放課後児童健全育成事業等

（事業開始年度：平成３年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国１／３　県１／３　市町村１／３ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 532,780千円 | （根拠法令等）<br>児童福祉法第６条の３第２項<br>放課後子どもプラン推進事業の実施について<br>（H19.3.30 18文科生第587号、雇児発第0330039号 文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 528,016千円 | | |

＜目　　的＞

昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童（小学校１～３年）等の育成・指導に資するため、遊びを主とする児童クラブ活動を通して、児童の健全育成の向上を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する。

＜対　　象＞

主に小学校低学年（１～３年）の児童

＜事業内容＞

①市町村が実施又は助成する放課後児童クラブ運営費等を助成する。

②指導員の資質の向上のために研修会を実施する。

## 市町村にかかる保育所運営費の負担金

（事業開始年度：昭和22年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国１／２　県１／４　市町村１／４（本人負担有） |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 4,690,080千円 | （根拠法令等）<br>児童福祉法第55条 | |
| 平成24年度予算額 | 4,500,546千円 | | |

＜目　　的＞

保護者の労働または疾病などの事由により、その監護すべき乳児、幼児が保育に欠ける場合に、それらの児童を保育所へ入所させて保育することにより、児童の福祉を確保する。

＜事業内容＞

市町村が児童の保育を実施した場合に要する費用の一部を負担する。（政令市を除く）

平成16年度から公立保育所運営費が市町村に一般財源化されたため私立保育所運営費に係る負担金のみを計上。

認可保育所設置状況　　（各年度ともに４月１日現在:休止中を除く。）

| 年度 | 公営 | | 私営 | | 計 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 保育所数 | 定員 | 保育所数 | 定員 | 保育所数 | 定員 |
| H23 | 144 | 9,055 | 289 | 21,880 | 433 | 30,935 |
| H24 | 132 | 8,145 | 302 | 23,259 | 434 | 31,404 |
| H25 | 123 | 7,635 | 312 | 24,294 | 435 | 31,929 |

（政令市を除く）

## 特別保育総合推進事業

（事業開始年度：平成２年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 895,243千円 | （根拠法令等）<br>保育対策等促進事業実施要綱<br>（H20.6.9雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 1,044,817千円 | | |

**１　延長保育促進事業（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜目　　的＞

就労形態の多様化に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第３９条に規定する市町村以外の者の設置する保育所が開所時間を超えた保育を取り組む場合に市町村に対して助成することで安心して子育てができる環境を整備する。

＜対　　象＞

延長保育を実施する保育所（政令市除く）

＜事 業 内 容＞

保育所が開所時間を超えた保育を実施する。

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 保 育 所 数 |
|---|---|---|
| H22 | 36 | 275 |
| H23 | 36 | 282 |
| H24 | 36 | 295 |

**２　特定保育事業（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜目　　的＞

多様化した保育需要に対応するため、保護者の就業形態に対応した必要な日数について児童の保育を行う事業を推進することにより、児童の福祉の向上を図る。

＜対　　象＞

特定保育を実施する保育所（政令市を除く）

＜事 業 内 容＞

児童の保護者（同居の親族その他の者を含む）が一定程度の日時について、当該児童を保育することができない場合、必要な日時について保育を実施する。

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 保 育 所 数 |
|---|---|---|
| H22 | 1 | 3 |
| H23 | 1 | 3 |
| H24 | 1 | 3 |

**３　休日保育事業（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜目　　的＞

日曜・祝日等の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の休日保育の需要に対応するため、休日の保育を行う事業について市町村に対して助成することにより、休日に保育に欠ける児童の福祉の向上を図る。

＜対　　象＞

日曜日、国民の祝日等を含め年間を通じて開所する保育所（政令市を除く）

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 保 育 所 数 |
|---|---|---|
| H22 | 12 | 22 |
| H23 | 12 | 21 |
| H24 | 13 | 24 |

**４　夜間保育推進事業（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜目　　的＞

夜間の保護者の就労等により児童が保育に欠けている場合の夜間保育の需要に対応するため、夜間保育を行う保育所について市町村に対して助成することにより、児童の福祉の向上を図る。

＜対　　象＞

夜間保育所（政令市を除く）

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 保 育 所 数 |
|---|---|---|
| H22 | 1 | 1 |
| H23 | 2 | 2 |
| H24 | 2 | 2 |

**5　保育環境改善等事業（保育所障害児受入促進事業）（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜目　　的＞

既存の保育所における障がい児を受け入れるために必要な改修等について市町村に対して助成することにより、障がい児の処遇の向上を図るとともに、障がい児を受け入れる保育所の拡大を図る。

＜対　　象＞

当該年度中、または、翌年度に障がい児の受入れを予定している保育所（政令市を除く）

＜事 業 内 容＞

障がい児受入れに係る既存施設の改修、設備の設置及び修繕、備品の購入

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 保 育 所 数 |
|---|---|---|
| H22 | 1 | 2 |
| H23 | 1 | 2 |
| H24 | 1 | 2 |

## ㊎ 病児・病後児保育総合推進事業

（事業開始年度：平成25年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 別記（事業ごとに記載） |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 107,290千円 | （根拠法令等）<br>保育対策等促進事業実施要綱<br>（H20.6.9 雇児発第 0609001 号厚生労働省雇用均等･児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | －千円 | | |

＜目　　的＞

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。

**1　病児・病後児保育運営費補助（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）**

＜対　　象＞

病児・病後児保育事業を実施する病院・保育所等（政令市を除く）

＜事 業 内 容＞

集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な病児・病後児を病院・保育所等で一時的に保育する際に必要な運営費等を市町村に対して助成する。

**2　広域的実施支援（負担割合：県１／２　市町村１／２）**

＜事 業 内 容＞

新たに複数の市町村で実施する際に必要な事務費等を市町村に対して助成する。

補助基準額：５００千円

**3　施設整備費補助（負担割合：県１／２　市町村１／２）**

＜事 業 内 容＞

民間保育所・民間医療機関以外の場所で事業を実施する場合に必要な施設整備費を市町村に対して助成する。

補助基準額：４，６００千円

**4　小規模事業支援（負担割合：県１／２　市町村１／２）**

＜事 業 内 容＞

国庫補助を受けられない小規模事業（１０人以上の利用がないもの）について市町村に対して助成する。

補助基準額：病児対応型２，４００千円、病後児対応型２，０００千円

5　普及定着促進費（負担割合：国１／３　県１／３　市町村１／３）

＜事 業 内 容＞

事業開始に伴う備品購入費、広報費等を市町村に対して助成する。

補助基準額：５００千円

## 保育士登録事務㊫

（事業開始年度：平成15年度）

| 実施主体 | 県（委託先：（福）日本保育協会） | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 3,601千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 4,247千円 | 児童福祉法第18条の18～20、児童福祉法施行令第16～20条 | |

＜目　　的＞

保育士となる資格を有する者を都道府県に登録することにより、保育士資格の有無を明確にし地位を保全する。

＜対　　象＞

有資格者（保育士養成施設卒業者、保育士試験合格者）

＜事業内容＞

登録申請等の受付、決定、保育士登録証の作成・交付等。（事務の一部を（福）日本保育協会に委託している。）

## 現任保育士等研修事業㊫

（事業開始年度：平成18年度）

| 実施主体 | 県、市町村 | 負担割合 | 県１０／１０（県実施分）、<br>県１／２市町村１／２（市町村実施分） |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 7,135千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 7,134千円 | 熊本県次世代育成支援行動計画第１章２ | |

＜目　　的＞

保育士等保育所職員に対する研修会の充実を図り、保育士等の知識や技術を高め、保育所における保育の質の向上を図る。

＜対　　象＞

保育士等保育所職員

＜事業内容＞

（１）現任保育士等研修会の実施

①児童虐待　　②発達障がい　　③危機管理　　④保育指針（中央研修、ブロック別研修）

（２）市町村が実施する保育士等研修事業等に対する助成（助成率１／２）

## 認可外保育施設児童等健康管理支援事業

（事業開始年度：平成12年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 児童分：県１／２　市町村１／２<br>職員分：国１／３　県１／３　市町村１／３ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 828千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 828千円 | 熊本県認可外保育施設児童等健康管理支援事業交付要領<br>熊本県特別保育事業費等補助金交付要領 | |

＜目　　的＞

児童の処遇の向上を図る観点から、一定の基準に達している認可外保育施設で入所児童及び職員の健康診断を行う際に要する経費について助成する。

＜対　　象＞

次の条件を満たしている認可外保育施設とする。

①熊本市以外に所在

②入所児童がおおむね６人以上

③事業所内保育施設（従業員のために設置された保育施設）及びへき地保育所は除く

④認可外保育施設指導監督基準（平成14年７月12日付け雇児発第0712005号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『認可外保育施設に対する指導監督の実施について』の改正について」の別添）の１～４に概ね適合する施設

＜事業内容＞
補 助 内 容：嘱託医手当の助成（入所児童及び職員の健康診断実施のための助成）
補助基準額：児童健康診断経費補助　１施設当たり133,000円以内
　　職員健康診断経費補助　１人当たり　　5,100円以内

## 社会福祉施設職員等退職手当共済事業㊫

（事業開始年度：昭和36年度）

| 実施主体 | 独立行政法人福祉医療機構 | | 負担割合 | 国１／３　県１／３　施設１／３ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 585,973千円 | （根拠法令等） | | |
| 平成24年度予算額 | 607,479千円 | 社会福祉施設職員等退職手当共済法第19条 | | |

＜目　　的＞
民間社会福祉施設に勤務する職員の退職金の支給に要する費用を助成することにより、社会福祉事業に従事する人材を確保し、福祉サービスの安定的な供給と質の向上を図る。
＜対　　象＞
独立行政法人福祉医療機構と共済契約を結ぶ県内社会福祉施設に勤務する職員
＜事業内容＞
独立行政法人福祉医療機構と共済契約者（社会福祉施設経営者）が契約した退職手当金の給付財源の概ね１／３を助成する。
＜補助実績＞

| 年　度 | 共済契約施設数 | 被共済職員数 | 補　助　額（円） |
|---|---|---|---|
| H22 | 1,033 | 15,087 | 581,151,240 |
| H23 | 1,060 | 15,316 | 451,362,520 |
| H24 | 1,143 | 15,601 | 592,369,970 |

## 児童福祉施設等産休等代替職員費補助事業㊫

（事業開始年度：昭和37年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 県１／２、設置者１／２ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 13,614千円 | （根拠法令等） | | |
| 平成24年度予算額 | 15,167千円 | 熊本県児童福祉施設等産休等代替職員制度実施要項 | | |

＜目　　的＞
児童福祉施設等に勤務する職員が出産または傷病のため、長期間にわたって継続する休暇を必要とする場合に、その職員の職務を行わせるための代替職員を当該児童福祉施設等の長が臨時的に任用し、もって職員の母体の保護または専心療養の保障を図りつつ、施設における児童等の処遇の正常な実施を確保する。
＜対　　象＞
対 象 者　　民間児童福祉施設等に勤務する職員（政令市を除く）
対象期間　　出産：出産予定の８週間（多胎児の場合は14週間）前の日から産後８週間を経過する日まで
　　傷病：病休を開始して31日を経過したその日から起算して60日を経過するまでの日
＜事業内容＞
児童福祉施設等の長が任用した産休等代替職員の任用を承認し、その費用を県が負担する。
＜補助実績＞

| 年　度 | 産休（件数） | 病休（件数） | 補　助　額（円） |
|---|---|---|---|
| H22 | 60 | 0 | 15,011,958 |
| H23 | 62 | 1 | 16,273,000 |
| H24 | 61 | 2 | 14,867,000 |

## 子どもの食育推進事業㊫

（事業開始年度：平成23年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 2,707千円 | （根拠法令等）<br>熊本県次世代育成支援行動計画第２章２<br>熊本県健康食生活・食育推進計画第３章１ | |
| 平成24年度予算額 | 2,850千円 | | |

＜目　　的＞
　将来にわたって健康で活力ある生活を送るための基礎づくりとなる乳幼児期に、子ども自身が食生活を営む力を身に付けるとともに、保護者が食生活支援の知識や技術を習得できるよう、人材の育成及び体制づくりを行う。
＜対　　象＞
　児童福祉施設等の職員
＜事業内容＞
（１）保育所への指導や支援
（２）地域子育て支援拠点施設における食育相談の実施
（３）児童福祉施設等の食育・給食担当者研修会の実施

## 保育所等緊急整備事業㊎

（事業開始年度：平成21年度）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 基　金１／２（２／３）<br>市町村１／４（１／１２）<br>設置者１／４<br>※（）内は、追加的財政措置を行う場合 |
| 平成25年度予算額 | 2,238,112千円 | （根拠法令等）<br>平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（H21.3.5 20文科初第1279号　雇児発第0305005号　文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 1,823,666千円 | | |

＜目　　的＞
　待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育環境整備などの保育所（私立）の施設整備に要する費用の一部を助成することにより、子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。
＜対　　象＞
　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項に規定する保育所
＜事業内容＞
　保育所（私立）の創設、増築、増改築、改築、大規模修繕などの施設整備を行う。
＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市町村数 | 施設数 |
|---|---|---|
| H22 | １０ | ２４ |
| H23 | １０ | １９ |
| H24 | １４ | ２３ |

## 家庭的保育推進事業

（事業開始年度：平成23年度）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 実施主体 | 県、市町村 | 負担割合 | 研修　　基金１／２　県１／２<br>改修事業　基金２／３　市町村１／３<br>賃借料補助　基金２／３　市町村１／３<br>運営費補助　国１／３　県１／３　市町村１／３ |
| 平成25年度予算額 | 87,303千円 | （根拠法令等）<br>平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（H21.3.5 20文科初第1279号　雇児発第0305005号　文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 41,710千円 | | |

＜目　　的＞
　増加傾向にある保育所入所待機児童を解消するため、市町村が行う家庭的保育事業について助成する。
＜事業内容＞
　１　家庭的保育研修事業（実施主体：県）
　　家庭的保育事業を実施又は予定する家庭的保育者等の研修を実施する。
　２　家庭的保育改修事業（実施主体：市町村）
　　家庭的保育事業を実施する建物の改修費等を助成する。
　３　家庭的保育賃借料補助事業（実施主体：市町村）
　　自宅以外の賃貸アパート等の賃貸物件で新たに家庭的保育事業を実施するための賃借料を助成する。

4　家庭的保育運営費補助（実施主体：市町村）
家庭的保育事業の実施に要する運営費を助成する。

＜実施箇所数＞

| 年　度 | 市 町 村 数 | 施 設 数 |
|---|---|---|
| H24 | 3 | 7 |

## 認可外保育施設活用待機児童解消事業

（事業開始年度：平成24年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 基金１／３　県１／３　市町村１／３<br>又は基金１／２　県１／４　市町村１／４ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 11,745千円 | （根拠法令等）<br>平成20年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について（H21.3.5 20文科初第1279号　雇児発第0305005号　文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 4,770千円 | | |

＜目　　的＞

増加傾向にある保育所入所待機児童の解消を図るとともに子どもを安心して育てることができるような体制整備を行う。

＜対　　象＞

「待機児童解消加速化プラン」、「国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消『先取り』プロジェクト」参加市町村

＜事業内容＞

設備及び職員配置に関する基準を満たす質の確保された認可外保育施設に対し、運営に要する費用の一部を助成する。

## 多子世帯子育て支援事業㊫

（事業開始年度：平成10年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県１／２　市町村１／２ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 255,665千円 | （根拠法令等）<br>熊本県多子世帯子育て支援事業実施要項 | |
| 平成24年度予算額 | 251,275千円 | | |

＜目　　的＞

子育て支援施策の一つである「子育て家庭への経済的支援」の一環として、児童が３人以上いる多子世帯の保育料の軽減又は無料化を図る。

＜事業内容＞

認可保育所に入所している第３子以降の３歳未満児の保育料を軽減又は無料化。

※ただし、熊本市を除く

## 健やか母子支援事業㊫

（事業開始年度：昭和54年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 1,722千円 | （根拠法令等）<br>母子保健法第8,19条　児童福祉法第19条<br>発達障害者支援法第3、5条 | |
| 平成24年度予算額 | 2,587千円 | | |

＜目　　的＞

保護者が安心して子どもを生み育てられるよう、関係者の資質の向上や地域のニーズにあった母子保健施策を展開し、母子保健体制を整備する。また、乳幼児期の心身の発達の問題を早期に発見し、ハイリスク児への適切な支援を行い、子どもの健全な発達の促進と、保護者の育児不安の解消を図る。

＜事業内容＞

1　母子保健地域支援事業（H3年度～）　：保健所を単位とした母子保健関係者研修会や連絡会議等の開催

2　すこやか育児支援事業（S54年度～）：運動発達に問題のある乳幼児の早期発見、支援のために専門医師等で構成する専門スタッフの派遣と相談（宇城保健所、御船保健所を除く）等

## 先天性代謝異常等検査事業㊞

（事業開始年度：昭和52年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 32,621千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 21,950千円 | 熊本県先天代謝異常検査等実施要領 | |

＜目　　的＞

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常疾患の19疾患について早期発見、早期治療を図る。

＜対　　象＞

新生児

＜事業内容＞

産科医療機関が保護者の同意を得て、日齢４～６日の新生児の血液を採取。県の委託先である化学及び血清療法研究所（化血研）に送付され、化血研で検査を行う。

H24年度実績　　検査件数　18,006件

## 未熟児養育医療

（事業開始年度：昭和33年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国１／２　県１／４　市町村１／４ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 50,017千円 | （根拠法令等）<br>母子保健法第20条<br>「未熟児養育事業の実施について」<br>（S62.7.31児発第668号 厚生省児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 106,275千円 | | |

＜事業内容＞

出生時体重2,000g以下または、生活力が特に弱い赤ちゃん（１歳未満）で、入院治療を必要とする場合に、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額を助成する（保護者の所得に応じて一部保護者負担金あり。）。

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲された。

## リトルエンジェル支援事業（極低出生体重児支援事業）㊞

（事業開始年度：平成18年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 1,207千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 1,221千円 | 母子保健法第５条、第８条、第９条 | |

＜目　　的＞

極低出生体重児の出生直後からの長期入院による母子分離や、成長発達の遅延等による保護者の不安や悩みに対応し、愛着形成を支援する。また、極低出生体重児は、神経学的合併症の頻度が高いため、長期にわたる医療等の情報の一元化を図り、一貫した支援を目指す。

＜対　　象＞

主として、極低出生体重児とその保護者

＜事業内容＞

- リトルエンジェル手帳の交付
- 家族に対する臨床心理士によるカウンセリングの実施
- ＮＩＣＵへの保健師訪問、退院後の家庭訪問
- 児と保護者を対象とした親と子の交流教室の実施
- フォローアップ健診の実施（修正１才半児健診、３歳児健診）
- その他（関係機関のネットワーク構築、研修）

## 育成医療

（事業開始年度：昭和29年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 国１／２　県１／４　市町村１／４ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 23,771千円 | （根拠法令等）<br>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条 | |
| 平成24年度予算額 | 39,768千円 | | |

＜事業内容＞

身体に障がいのある児童で、放置すると障がいが残る可能性があり、手術等の治療によって確実な治療効果が期待される児童（18歳未満）を対象とし、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額（原則１割、上限設定あり）を差し引いた額を助成する。

平成25年4月1日県から市町村に権限移譲された。

## 小児慢性特定疾患治療研究事業

（事業開始年度：昭和49年度）

| 実施主体 | 県（委託先：医療機関） | 負担割合 | 国１／２　県１／２ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 204,510千円 | （根拠法令等）<br>児童福祉法第21条の５<br>小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱（H17.2.21雇児発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 210,110千円 | | |

＜事業内容＞

慢性の特定疾患にかかっている子ども（18歳未満、延長した場合20歳未満）の治療の促進を図り、家族の経済的な負担軽減を図ることを目的として、総医療費のうち医療保険各法による医療給付分を差し引いたいわゆる自己負担額から保護者の所得に応じた徴収額を差し引いた額を助成する。

平成24年度実績　　給付実人員　970人

## 乳幼児医療費助成事業㊟

（事業開始年度：昭和48年度）

| 実施主体 | 市町村 | 負担割合 | 県１／２　市町村１／２（熊本市１／３） |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 544,613千円 | （根拠法令等）<br>熊本県乳幼児医療費助成事業補助金交付要領 | |
| 平成24年度予算額 | 601,502千円 | | |

＜目　　的＞

乳幼児の疾病の早期治療を促進し、乳幼児の健全な育成と保護者の経済的負担の軽減を図る。

＜対　　象＞

満４歳未満児　入院・通院

多子（３人以上）世帯の場合には、就学前までの全子について入院のみ

（自己負担額：3,000円／月、市町村民税非課税世帯は　入院2,040円／月、通院1,020円／月<br>所得制限：児童手当一般特例給付制限限度額）

＜事業内容＞

乳幼児医療費の一部負担を行った市町村に対して助成する。

平成24年度実績　　助成延件数　280,725件　　助成額　530,404千円

## 長期療養児療育指導事業

（事業開始年度：平成９年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国１／３　県２／３ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 244千円 | （根拠法令等）<br>児童福祉法第19条<br>母子保健医療対策等総合支援事業実施要項（H17.8.23雇児発第0823000号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | |
| 平成24年度予算額 | 428千円 | | |

＜目　　的＞
長期療養児に対して適切な療育を指導するとともに、状況に応じた適切な指導を行い、長期療養児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図る。
＜対　　象＞
疾病により長期にわたり療養を必要とする児童（小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者等）
＜事業内容＞
療育相談事業、家庭訪問

## 女性のケア事業

（事業開始年度：平成15年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 事業１、２：国 基準額の１／２　県１／２<br>事業３：県１０／１０ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 2,763千円 | （根拠法令等）<br>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | | |
| 平成24年度予算額 | 2,875千円 | | | |

＜目　　的＞
女性が、健康状態に応じた的確な自己管理を行うことができるよう支援し、生涯を通じた健康の保持増進を図る。
また、HTLV-1母子感染予防のための対策を推進する。
＜事業内容＞
1　女性のケア事業(H15年度～)：妊娠に関する悩みなど女性特有の様々な悩みに対しての電話や来所による相談
・助産師等による電話相談　相談対応時間：月曜日～土曜日　9:00～20:00
電 話 番 号：096-381-4340
場　　所：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）
・精神科医師による専門相談　相談対応日：月１回（要予約、面接）
2　HTLV-1母子感染予防対策事業（H24年度～）：HTLV-1母子感染対策協議会、関係者研修会の開催
3　望まない妊娠予防対策事業（H24年度～）：相談窓口の情報整備、啓発リーフレット作成

## 思春期からの性と生を育む事業

（事業開始年度：平成24年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 事業１：国 基準額の１／２　県１／２<br>事業２：県１０／１０ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 2,212千円 | （根拠法令等）<br>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | | |
| 平成24年度予算額 | 2,675千円 | | | |

＜目　　的＞
性感染症、望まない妊娠が10代において増加している状況において、命や性の大切さを思春期の子ども達に伝え、性感染症、人工妊娠中絶の減少を目指す。
＜事業内容＞
1　思春期健康教育事業（H20年度～）：高校における思春期保健教育講演会、思春期健康教育（ピアエデュケーション）事業の実施
2　思春期保健対策事業：思春期保健関係者連携会議、思春期の性に関するＱ＆Ａの作成

## 不妊対策事業

（事業開始年度：平成16年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 国１／２　県１／２ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 113,070千円 | （根拠法令等）<br>母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱（H17.8.23雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） | | |
| 平成24年度予算額 | 108,346千円 | | | |

＜目　　的＞

経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ないという実態を踏まえ、不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

1　不妊専門相談事業　不妊で悩む方々を対象とした電話や来所による相談

・助産師等による電話相談　相談対応時間：月曜日～土曜日　9:00～20:00

電 話　番 号：096-381-4340

場　　所：熊本県女性相談センター（熊本県福祉総合相談所内）

・産婦人科医師による専門相談　相談対応日：月１回（要予約、面接）

2　不妊治療助成事業

不妊治療の中でも医療保険が適用されない高額な医療費のかかる治療に要する費用の一部を助成する。

対 象 治 療 法：体外受精及び顕微授精（特定不妊治療）（指定医療機関による治療に限る）

助成の対象者：特定不妊治療以外の治療法によっては、妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された戸籍上の夫婦。

給 付 の 内 容：治療１回につき上限額15万円（ただし、治療ステージＣ及びＦの治療の場合は、7万5千円）を助成。初年度は３回／年まで、２年度目以降は２回／年までとし、通算５年または１０回まで支給。

所 得 制 限：730万円未満（夫婦合算の所得）

## ＮＩＣＵ入院児支援事業

（事業開始年度：平成21年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 国１／３　県２／３ |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 4,533千円 | （根拠法令等）<br>周産期医療対策事業実施要綱（H21.3.30医政発第033001号<br>厚生労働省医政局長通知） | | |
| 平成24年度予算額 | 4,748千円 | | | |

＜目　　的＞

ＮＩＣＵ（新生児集中治療室）入院児支援コーディネーターを配置し、現在入院中の医療機関と望ましい移行先が、家族の一員として家族の温もりを感じながら生活ができることを目標に、児童の状態に応じた望ましい療養・療育環境への円滑な移行を図る。

＜対　　象＞

ＮＩＣＵに入院している児及びその家族

＜事業内容＞

ＮＩＣＵ入院児支援コーディネーターを熊本大学医学部附属病院、熊本市民病院に配置し委託により実施する。ＮＩＣＵ入院児支援コーディネーターは、ＮＩＣＵ入院児について以下の業務を遂行し、適切な療養環境への移行支援を行う。

・　現状把握と情報収集
・　愛着形成支援
・　関係機関の調整
・　小児在宅療養体制整備に向けた業務

## 熊本型早産予防対策事業

（事業開始年度：平成24年度）

| 実施主体 | 県 | | 負担割合 | 基金１０／１０　（地域医療再生基金） |
|---|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 69,090千円 | （根拠法令等） | | |
| 平成24年度予算額 | 69,090千円 | | | |

＜目　　的＞

天草、人吉・球磨地域でモデル的に実施し、早産予防として有用であると考えられる手法を用いた方策を全県的に実施し、早産が原因による周産期死亡や、脳性麻痺をはじめ障害を残す恐れが高い極低出生体重児（1500g未満児）の減少を図る。

＜事業内容＞
・　産科医療機関における絨毛膜羊膜炎対策（検査等）
・　歯科医療機関における歯周病対策（歯科健診及び指導）
・　市町村による早産予防のための生活指導
・　早産予防啓発用リーフレット作成

## 周産期ママサポート事業㊞

（事業開始年度：平成21年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 県１０／１０ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 744千円 | （根拠法令等） | |
| 平成24年度予算額 | 1,059千円 | | |

＜目　　的＞
産後うつ病等により子育て困難に陥る可能性のある母親を地域で支援するために必要な効果的なサポート体制を明らかにし、関係者との連携体制の構築を図る。
＜事業内容＞
事業検討会及びハイリスク妊婦のサポートに関する研修会の開催

## 発達障がい児早期発見・早期支援事業

（事業開始年度：平成24年度）

| 実施主体 | 県 | 負担割合 | 国１／２　県１／２ |
|---|---|---|---|
| 平成25年度予算額 | 1,702千円 | （根拠法令等）<br>発達障害者支援法第5,6,7条<br>発達障害者支援体制整備事業実施要綱（H17.7.8障発第0708003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）<br>母子保健法第10,12,13条 | |
| 平成24年度予算額 | 1,507千円 | | |

＜目　　的＞
発達障がいを早期に発見し、関わる関係者がその子の特性に応じたかかわりや支援を行うことで、発達障がい児の身辺自立や社会性を促進し、また、保護者の育児不安の軽減を図る。
＜事業内容＞
・　保護者の発達障がい理解促進のための啓発資料の作成
・　保育士や幼稚園教諭が発達障がい児に早期に気づき、適切な支援を行うためのマニュアル作成と周知
・　平成 24 年度に作成した保健師向けのマニュアルを活用していための研修会開催